

徳島県告示第百三十八号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十三条の規定により、次の指定介護療養型医療施設がその指定を辞退した。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定介護療養型医療施設		開設者	サービスの種類	辞退年月日
名称	所在地			
善成病院	徳島市佐古三番町七番三号	医療法人善成会	介護療養型医療施設	令和六年三月三十一日
森岡病院	同 八万町大野五番一	医療法人敬老会	同	同
谷医院	吉野川市山川町建石一五八番地	医療法人山美会	同	同